

第 55 号議案

令和 7 年度伊奈町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度伊奈町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 7 年 9 月 9 日提出

伊奈町長 大島 清

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	志 久 駅 バ リ ア フ リ 一 化 事 業	3 2 7, 0 6 9 千円